

## PRiME fitness & spa 会則

第1条（定義）本会則によって定める条項はセントラルスパ株式会社（以下会社という）が運営するPRiME fitness & spa（以下総称して「本クラブ」という）に適用されるものとします。

第2条（目的）本クラブの会員が、クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図る事を目的とします。

第3条（会員）①本クラブは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて本クラブ及び付帯する温浴施設を利用する事ができます。

②本クラブに入会される方は、会社が指定する入会申込書、口座振替依頼書等の各種申請書に正確な情報を記載、もしくはWEB上での入力を行わなければなりません。

③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

④本クラブは、会員の種類を設定・廃止・内容変更することがあります。

第4条（入会資格）本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

①16歳以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。

②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。

③医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無い方。

④刺青、タトゥー（シール含む）等をしていない方。

⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病、筋肉の痙攣等を有しない方。

⑥公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方。

⑦入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。

または在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。但し、日本語にて会社と意思の疎通が可能であること。

⑧会社が入会に適当と認めた方。

第5条（会員証）①本クラブは、会員に対し会員証を交付します。

②会員証には、必ず氏名・顔写真を印字させていただきます。会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。

③会員証は、本人のみが使用する事ができ、本人以外の者に貸与・譲渡することはできません。

④会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

⑤会員は退会や除名により会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合には、会員の責任において切断するなどの利用不能の状態にして処分しなければなりません。

第6条（会費・料金）①会員は会社が定めた会費・料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。また、諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。

②会費の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。入会金の有無、金額は別に定め、会員は入会時にこれを支払うこととします。一度退会した者が再度入会する場合（再入会）においても、退会からの期間にかかわらず、会社が別途定める入会金および事務手数料を支払わなければならないものとします。入会金は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。

③利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、会費・諸料金の一括払い・前払い契約期間中に退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。

④会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは入会金・会費等の金額を変更することができ、施設内への掲示等において告知するものとします。

⑤月会費を1か月以上滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払われなければなりません。

⑥会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、未払いの会費等について再度の口座振替、もしくはクレジットカードによる決済を行う際、または会員が店頭による決済の

都度、1,100 円(税込)の遅延金催告手数料を支払うものとして、会費等その他の債務と一括して支払いを求めることが出来るものとします。

第 7 条（休会） 会員本人の都合による休会は、必ず本人が休会希望月の前月 9 日迄（休業日の場合は前営業日）に来館し所定の手続きを完了する事により、翌月から休会することができます。また、9 日を過ぎた場合、翌月以降の休会となります。休会期間は、最長 3 か月迄となります。また、休会利用は、休会再開後 12 か月目以降に再度適用とします。

第 8 条（退会） 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の 9 日迄（休業日の場合は前営業日）に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、9 日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中でであっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。

第 9 条（諸手続き） ①会員は会員種類の変更・プライベートロッカー・オプション等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。

②会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。

③会社が会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行き、発送をもって効力を有するものとし、不到達等以後の責を負いません。

④会員が連絡先の変更を怠った場合、郵便物を希望しない場合、会社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議はないものとします。

第 10 条（会員資格の停止および除名） 会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は、資格停止処分あるいは除名処分等の処分をなすことができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後の会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

会員は本クラブの会員資格の停止または除名された場合であっても、処分がなされた日の属する月の会費については、これを全額支払わなければなりません。なお、除名処分に伴う会費の精算については、次条の定めに従うものとします。

①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。

②本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。

③会費、諸料金を 1 か月以上滞納し請求があっても完済しないとき。

④入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。

⑤会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。

⑥暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。

⑦他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障を与えるような行為をしたとき。

⑧風説を流布し、偽計又は威力を用いて本クラブの信用を棄損し、業務を妨害する行為を会社が認めた時

⑨その他会員としてふさわしくない言動及び行為があったと会社が認めたとき。

第 10 条の 2（除名時の会費精算） ① 前条により会員が除名された場合、会社は、受領済みの会費のうち、会員資格喪失日の翌月分以降の会費を会員に返還するものとします。

② 除名の原因となった行為により会社、従業員または第三者に損害が生じている場合、会社は、第 15 条第 2 項に基づき、第 1 項の返還対象額を当該損害賠償金に充当（相殺）することができるものとします。

第 11 条（会員資格喪失）会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。
- ②除名されたとき。
- ③死亡したとき。
- ④本クラブを閉鎖したとき。

第 12 条（会員外の利用）会社は、別途定める料金を支払うことにより、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。利用の際には会員と同じく本規則が適用されます。

第 13 条（諸規則の厳守）会員は本クラブ施設利用に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブ内では従業員の指示に従っていただきます。

第 14 条（入場禁止・退場・施設利用制限）会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場および施設利用の制限を命じることができます。

- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力。
- ③刺青、外トウ等（シール含む）をしている方。
- ④酒気を帯びている方。
- ⑤健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている、または会社が運動や入浴することが好ましくないと判断した方。
- ⑥集団感染するおそれのある疾病（感染症・感染性皮膚病）及び筋肉の痙攣を有する方。
- ⑦会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
- ⑧正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ⑨過去に本クラブで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または別の会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。

⑩許可なく館内の撮影をする方。

⑪許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動等を行う方。

⑫会員やスタッフに対する暴力行為、威嚇行為、迷惑行為を行う方。

⑬館内の所定場所以外で喫煙した方。

⑭生理中、及び利用中に生理が判明した方は、温浴施設の利用を制限させていただきます。

⑮妊娠中の方はフィットネス施設の利用を制限させていただきます。

⑯脱衣所ロッカーの不正利用が判明した場合（複数利用や私物化等当クラブがふさわしくない利用方法と認めた場合を含む）は違約金 5,000 円（税込）を支払うものとします。

第 15 条（損害賠償）①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

②会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

③会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、本クラブに故意、または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第 16 条（持ち込み物に関する責任）①本クラブは会員が施設に持ち込んだものをお預かりいたしません。会員は自己の責任をもって管理するものとします。

②本クラブは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失、または毀損について賠償する責任を負いません。

③本クラブは、会員が施設に放置したものに關する一切の権利を放棄したものとみなします。

第 16 条（営業時間及び営業日）施設の営業時間及び営業日は別途定めます。

第 17 条（休業）①本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。

2) 行政指導、法令等重大な事由、社会経済情勢の著しい変化等、止むを得ないと会社が判断したとき。

3) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。

4) 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき。

② 予定されている休業は、原則 2 週間前までに告知します。但し、①1) 及び①2) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。③ 休業日が発生した場合も、原則として月会費の返還は致しません。但し、月の休業日が 7 日を超える場合は下記に定める通りに月会費の一部又は全額を返還いたします。

1) 月間 15 営業日以上全館休館した場合は、該当月の会費はいただきません。

2) 月間 8 営業日以上 14 営業日以内全館休館した場合は、該当月の会費の 50%をいただきます。

3) 月間 7 営業日以内の全館休館の場合は、所定の月会費をいただきます。

第 18 条（施設の廃止及び運営の廃止）経営上の事情等により運営が困難と会社が判断したときには、会社は会員に 3 カ月前の予告をすることにより、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。廃止の理由が天災地変等の不可抗力である場合には、予告

期間を短縮することができます。本クラブ廃止の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行いません。

第 19 条（紛失・盗難）会員が本クラブの利用に際して生じた紛失・盗難につきましては、本クラブは一切の責任を負いません。忘れ物・放置物については、原則として 1 週間保管とさせて頂いた後、処分させていただきます。

第 20 条（告知方法）本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、1 ヶ月前までに、所定の場所に掲示またはホームページに掲載する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。ただし、重要な事項に関する通知または予告は個別通知を行います。

第 21 条（本規約及び諸規則の改定）会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する諸規則を改定することができます。また、その効力は全ての会員に適用されず。

第 22 条（個人情報保護）会社は、本件業務の遂行にあたり会員の個人情報を、本件業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、他に開示又は漏えいしてはならないものとします。但し、行政機関、司法機関等から法令に基づき開示することが必要である場合を除きます。

附則 本会則は 2026 年 5 月 1 日より適用とします